

介護サービス事業者  
基準確認シート  
(令和3年4月改定基準)

指定認知症対応型共同生活介護

指定介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所の名称 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

記入者名 \_\_\_\_\_

記入年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## 基準確認シートについて

### 1 趣 旨

利用者に適切な介護サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準を遵守しているか、常に確認することが必要です。

そこで、さいたま市では、法令及び関係通知を基に基準確認シートを作成しましたので、定期的に自己点検を行う等、適正な事業運営及び介護サービスの質の向上のためにご活用ください。

### 2 実施方法

- ① 毎年定期的に基準確認を行って下さい。
- ② 複数の職員で検討の上、点検してください。
- ③ 「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲んでください。
- ④ 判定について該当する項目がないときは、「いる・いない」に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。
- ⑤ この基準確認シートは、指定認知症対応型共同生活介護の運営基準等をもとに作成していますが、指定認知症対応型共同生活介護事業者と指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防指定認知症対応型共同生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合には、指定介護予防認知症対応型共同生活介護についても指定認知症対応型共同生活介護の運営基準等に準じて基準の確認を行ってください。

なお、網掛け部分については、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業独自の運営基準です。

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

- |                  |   |
|------------------|---|
| ○「法」             | … 介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）  |
| ○「施行令」           | … 介護保険法施行令（平成10年12月24日政令第412号）  |
| ○「施行規則」          | … 介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号）   |
| ○「条例」            | … さいたま市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月27日さいたま市条例第73号）   |
| ○「予防条例」          | … さいたま市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年12月27日さいたま市条例第74号）   |
| ○「平18-0331004」   | … 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331004号）  |
| ○「平24厚労告113」     | … 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平成24年3月13日厚生労働省告示第113号）                                  |
| ○「平24-0316-2」    | … 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（平成24年3月16日老高発0316第2号・老振発0316第2号・老老発0316第6号） |
| ○「平12老企54」       | … 通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日付け老企第54号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）   |
| ○「平12老振75・老健122」 | … 介護保険施設等における日常生活費等の受領について（平成12年11月16日付け老振第75号・老健第122号厚生省老人保健福祉局振興・老人保健課長連名通知）  |
| ○「平13老発155」      | … 「身体拘束ゼロ作戦」の推進について（平成13年4月6日厚生省老健局長通知）   |

## 介護サービス事業者 基準確認シート 目次

一 基本方針 .....	2
二 人員に関する基準 .....	3
三 設備に関する基準 .....	8
四 運営に関する基準 .....	10
五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 .....	35
六 変更の届出 .....	39
七 その他 .....	40

用語の定義

<p>「常勤換算方法」</p>	<p>従業者の勤務延時間数を、事業所における常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。</p> <p>この場合の「勤務延時間数」は、その事業所のサービスに従事する勤務時間の延べ数になります。</p> <p>例えば、指定認知症対応型共同生活介護事業所と指定小規模多機能型居宅介護事業所を併設している場合であって、ある従業者が双方を兼務する場合、指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者の勤務延時間数には、指定認知症対応型共同生活介護事業所の従業者としての勤務時間だけを算入することとなるものです。</p> <p>ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算にあたり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことが可能です。</p>
<p>「勤務延時間数」</p>	<p>勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数を指します。なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間するは、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とします。</p>
<p>「常勤」</p>	<p>当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいいます。</p> <p>ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業者として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことが可能です。</p> <p>同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものとします。</p> <p>また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従業者が労働基準法第65条に規定する休業、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第一号に規定する育児休業（「育児休業」という。）、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第二号に係る部分に限る。）の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。</p>
<p>「専ら従事する」 「専ら提供に当たる」</p>	<p>原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。</p> <p>この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問いません。</p>
<p>「前年度の平均値」</p>	<p>当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。）の平均を用います。この平均利用者数等の算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げます。</p> <p>新たに事業を開始し、若しくは再開し、又は増床した事業者又は施設においては、新設又は増床分のベッドに関しては、前年度において1年未満の実績しかない場合の利用者数等は、新設又は増床の時点から6月未満の場合は、便宜上、ベッド数の90%を利用者数とし、6月以上1年未満の場合は、直近の6月における全利用者数等の延数を6月間の日数で除して得た数とし、1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者数の延数を1年間の日数で除して得た数と</p>

	<p>します。また減床の場合には、減床後の実績が3月以上あるときは、減床後の利用者数等の延数を延日数で除して得た数とします。ただし、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の方法により利用者数を推定します。</p> <p>小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスにおいては、利用者数の算定には通いサービスの利用定員数を用います。ただし、サービス内容や報酬に照らして定員相当の利用者が集まるまでに時間を要することも考慮し、当面、新設の時点から6月未満の間は、3以上の数で、指定の際に事業者があらかじめ届け出た利用者見込み数を前提に算定することができます。この場合、届け出た見込数を超える状況となった場合は、事業者は届出内容を変更する必要があります。</p>
--	--

## 一 基本方針

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
1 一般原則	<p>① 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法 第78条の3第1項 条例 第3条第1項 予防条例 第3条第1項</p>
	<p>② 事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の地域密着型サービス事業者（地域密着型介護予防サービス事業者）又は居宅サービス事業者（介護予防サービス事業者）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第3条第2項 予防条例 第3条第2項</p>
2 基本方針	<p>① 指定認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにしていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第110条</p>
	<p>② 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例 第71条</p>
	<p>※ 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）は、認知症高齢者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境での生活を継続できるようにすることを目指すものです。</p> <p>※ 認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者は、共同生活住居において共同生活を送ることに支障があると考えられることから、認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）の対象ではありません。</p>	<p>法 第8条第20項 第8条の2第15項 平18-0331004 第3の五の1</p>

## 二 人員に関する基準

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
1 従業者の員数	<p>① 介護従業者の員数は、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯にサービスの提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、利用者の数が3又は端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせるために必要な数以上としていますか。</p> <p>※ ただし、有する共同生活住居の数が3である場合において、当該生活居住がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められる場合は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができます。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 上記ただし書きを適用する際には、事業者によって夜間の勤務に関するマニュアルの策定や避難訓練の実施といった安全対策が行われ、利用者の安全性が確保されている場合に限り、マニュアルの策定や避難訓練の実施に当たっては、条例第108条（第103条準用）において定められた非常災害に関する具体的な計画や訓練の実施において、夜間及び深夜の時間帯の勤務を想定した内容を取り扱うことで差し支えありません。</p> <p>なお、事業所の判断により、人員配置基準を満たす2名以上の夜勤職員を配置した上で、さらにほかの職員を配置する場合には、宿直体制で配置することも可能です。</p> <p>※ 介護従業者については、利用者が認知症を有する者であることから、認知症の介護等に対する知識、経験を有する者であることを原則とします。</p> <p>これ以外の介護従業者にあっても研修の機会を確保することなどにより質の向上を図ってください。</p> <p>※ 夜間及び深夜の時間帯は、それぞれの事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻までを基本として設定するものとし、これに対応して、夜間及び深夜の時間帯以外のサービスの提供に必要な介護従業者及び夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせるために必要な介護従業者を確保してください。</p> <p>* 例えば、利用者を8人とし、常勤の勤務時間を1日8時間とし、午後9時から午前6時までを夜間及び深夜の時間帯とした場合、午前6時から午後9時までの15時間の間に、8時間×3人＝延べ24時間分のサービスが提供され、かつ、その時間帯においては、常に介護従業者が1人以上確保されていることが必要になります。</p> <p>また、午後9時から午前6時までは、夜間及び深夜の勤務を行う介護従業者（以下「夜勤職員」という。）が1人以上確保されていることが必要になります。</p>	<p>条例 第2条第7号 第111条第1項 予防条例 第2条第6号 第72条第1項 平18-0331004 第3の五の2(1)②イ</p>

	<p>② ①の利用者の数は、前年度の平均値としていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 新規に指定を受ける場合は、推定数によります。</p>	<p>条例 第111条第2項 予防条例 第72条第2項</p>
	<p>③ ①の介護従業者のうち1人以上は、常勤の者としていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、双方の事業所に、それぞれの人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、従業者はそれぞれの事業所の業務に従事できます。</p> <p>* 居宅から共同生活住居に移行してからもなじみの関係を保てるよう、人員としては一体のものとして、運営することを認めています。</p> <p>※ なお、指定認知症対応型共同生活介護事業所の職務に従事する夜勤職員については、当該事業所に指定小規模多機能型居宅介護事業所が併設され、次の要件を満たすほか、入居者の処遇に支障ないと認められる場合に限り、指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務を兼ねることができる。</p> <p>ア 指定認知症対応型共同生活介護事業所の定員と指定小規模多機能型居宅介護事業所の泊り定員の合計が9人以内であること。</p> <p>イ 指定認知症対応型共同生活介護事業所と指定小規模多機能型共同生活介護事業所が同一階に隣接しており、一体的な運用が可能な構造であること。</p>	<p>条例 第111条第3項 第111条第4項 予防条例 第72条第3項 第72条第4項 平18-0331004 第3の五の2(1)②ロ (第3の四の2(1)② チ準用)</p>
	<p>④ 指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができます。</p> <p>※ 計画作成担当者は、指定認知症対応型共同生活介護事業所に1名以上置かなければなりません。</p> <p>※ 計画作成担当者は、利用者の処遇に支障がない場合は、管理者との兼務もできるものとします。</p>	<p>条例 第111条第5項 予防条例 第72条第5項 平18-0331004 第3の五の2(1)③イ 第3の五の2(1)③チ</p>
	<p>⑤ 計画作成担当者は、「実践者研修」又は「基礎過程」を修了していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 計画作成担当者は、介護支援専門員である者及び介護支援専門員でない者のいずれについても、指定を受ける際（指定を受けた後に計画作成担当者の変更の届出を行う場合を含む。）に、研修を修了していただきます。</p> <p>※ 利用者及び事業の特性を踏まえたサービス計画を作成するために必要な介護の手法、地域での生活支援その他の事項に関する知識及び技術を習得させるための研修であり、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18</p>	<p>条例 第111条第6項 予防条例 第72条第6項 平24厚労告113 2 平24-0316-2 2(1)② 平18-0331004 第3の五の2(1)③へ 第3の五の2(1)③ト</p>

	<p>年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知)及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」(平成18年3月31日老計発第0331007号厚生労働省老健局長通知)に基づき実施される研修をいいます。</p> <p>※ 計画作成担当者は、更に専門性を高めるための研修を受講するよう努めてください。</p>	
	<p>⑥ 計画作成担当者のうち1人以上は、介護支援専門員ですか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所の介護支援専門員との連携を図ることにより業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、介護支援専門員を置かないことができます。</p> <p>※ 計画作成担当者を1人配置する事業所にあつては、当該計画作成担当者は介護支援専門員でなければなりません。</p> <p>※ 計画作成担当者を1を超えて配置する事業所にあつては、少なくとも1人は介護支援専門員でなければなりません。</p> <p>※ サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所については、介護支援専門員である計画作成担当者に変えて、「実践者研修」又は「基礎過程」を終了している者を置くことができます。</p>	<p><b>条例</b> 第111条第7項 第111条第9項 <b>予防条例</b> 第72条第7項 <b>平18-0331004</b> 第3の五の2(1)③ロ 第3の五の2(1)③ハ</p>
	<p>⑦ 介護支援専門員は、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第111条第8項 <b>予防条例</b> 第72条第8項 <b>平18-0331004</b> 第3の五の2(1)③ニ</p>
	<p>⑧ 介護支援専門員でない計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員その他の認知症である者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第111条第10項 <b>予防条例</b> 第72条第9項</p>
<p><b>2 管理者</b></p>	<p>① 共同生活住居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 「管理者」とは、各事業所の責任者を指すものであり、各法人の代表者とは異なりますが、例えば、法人が1つの介護サービス事業所のみを運営している場合は、代表者と管理者が同一であることもあり得ます。</p> <p>※ 以下の場合であつて、事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。</p> <p>ア 事業所の介護従業者としての職務に従事する場合</p> <p>イ 同一敷地内にある又は道路を隔てて隣接する等、特に事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、その管理者又は従業者としての職務に従事する場合</p> <p style="padding-left: 2em;">この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問いません。</p> <p style="padding-left: 2em;">例えば、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者との兼務は一般的には管理業務に支</p>	<p><b>条例</b> 第112条第1項 第112条第2項 <b>予防条例</b> 第73条第1項 <b>平18-0331004</b> 第3の五の2(2) 第3の五の2(3)(第3の四の2(3)①準用) 第3の五の2(1)①ニ</p>



	<p>障があると考えられますが、訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もあり得ます。</p> <p>※ 1つの事業所に複数の共同生活住居を設ける場合、それぞれの共同生活住居の管理上支障がない場合は、同一事業所の他の共同生活住居との兼務もできるものとします。</p> <p>またサテライト事業所の管理者は本体事業所の管理者を充てることができますが、その場合は次に掲げる要件をいずれも満たす必要があります。</p> <p>ア 利用申込に係る調整、サービス提供状況の把握、職員に対する技術的指導等が一体的に行われること。</p> <p>イ 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。また、必要な場合に随時、本体事業所や他のサテライト事業所との相互支援が行える体制にあること。</p> <p>ウ 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制があること。</p> <p>エ 事業の目的や運営方針等について、同一の運営規程が定められていること。</p> <p>オ 人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われていること。</p> <p>② 管理者は、適切なサービスを提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、認知症対応型サービス事業管理者研修を修了していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 認知症対応型サービス事業管理者研修とは、事業所を管理及び運営していくために必要な人事管理、地域との連携その他の事項に関する知識及び技術を修得するための研修であり、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に基づき実施される研修をいいます。</p> <p>※ ただし、管理者の変更を行う場合については、管理者交代時の研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、市からの推薦を受けて研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えありません。</p>	<p>条例 第112条第2項 予防条例 第73条第2項 平18-0331004 第3の五の2(2)② (第3の四の2(2)② 準用) 平24厚労告113 2 平24-0316-2 1(1)</p>
<p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者</p>	<p>○ 代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 代表者とは、基本的には、運営している法人の代表者であり、理事長や代表取締役が該当しますが、法人の規模によって、理事長や代表取締役をその法人の地域密着型サービス部門の代表者として扱うのは合理的でないと判断され</p>	<p>条例 第113条 予防条例 第74条 平24厚労告113 5 平24-0316-2 3 平18-0331004 第3の五の2(3)(第3の四の2(3)準用)</p>

	<p>る場合においては、地域密着型サービスの事業部門の責任者などを代表者として差し支えありません。</p> <p>したがって、事業所の指定申請書に記載する代表者と異なることはあり得ます。</p> <p>※ 認知症対応型サービス事業開設者研修とは、事業所の運営に必要な認知症に関する基本的な知識、権利擁護その他の事項に関する知識や技術を習得させるための研修であり、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」及び「認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について」に基づき実施される研修をいいます。</p> <p>※ 認知症高齢者の介護に携わった経験や、あるいは、保健医療サービスや福祉サービスの経営に直接携わったことがあればよく、一律の経験年数の制約は設けていません。</p> <p>経験の有無については個々のケースごとに判断します。</p> <p>※ これらのサービスは、高齢者に対して直接ケアを行っているものを想定しており、医療系サービスとしては医療機関や訪問看護ステーションなど、福祉サービスとしては特別養護老人ホームなどが考えられます。</p>	
--	---	--

### 三 設備に関する基準

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
	<p>① 事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は1以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては1又は2）としていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 平成18年4月1日以前から2を超える共同生活住居を有しているものは、当分の間、2を超える共同生活住居を有することができます。</p> <p>※ 1つの事業所に複数の共同生活住居を設ける場合であっても、居間、食堂及び台所については、それぞれ共同生活住居ごとの専用の設備でなければなりません。 また、併設の事業所において行われる他のサービスの利用者がこれらの設備を共用することも原則として不可とします。</p> <p>※ それぞれの共同生活住居に対し、緊急時に速やかに対処できる距離、位置関係にあるなど、管理上特に支障がないと認められる場合は、事務室については兼用であっても差し支えありません。</p> <p>※ 指定認知症対応型共同生活介護を地域に開かれたものとするために有効であると考えられる共用型指定認知症対応型通所介護を、指定認知症対応型共同生活介護事業所の居間又は食堂において行うことは可能ですが、その場合であっても、家庭的な雰囲気を維持する観点から、共用型指定認知症対応型通所介護の利用者は、共同生活住居ごとに、同一の時間帯において3人を上限とし、指定認知症対応型共同生活介護事業所の利用者の生活に支障のない範囲で居間又は食堂を利用することが必要です。</p>	<p>条例 第114条第1項 附則3 予防条例 第75条第1項 附則3 平18-0331004 第3の五の3(1)</p>
	<p>② 共同生活住居は、その入居定員を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 「入居定員」とは、共同生活住居において同時にサービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいいます。</p> <p>※ 「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければなりません。</p> <p>※ なお、指定認知症対応型共同生活介護事業所については、平成27年4月から、改正後の消防法施行令が施行され原則として、全ての事業所でスプリンクラー設備の設置が義務付けられています。</p> <p>※ 居間及び食堂は、同一の場所とすることができます。 * その場合であっても、居間、食堂のそれぞれの機能が独立していることが望まれます。 * 原則として利用者及び介護従業者が一堂に会するのに十分な広さを確保してください。</p>	<p>条例 第114条第2項 第114条第5項 予防条例 第75条第2項 第75条第5項 平18-0331004 第3の五の3(2) 第3の五の3(4)</p>
	<p>③ 1つの居室の定員は、1人としていますか。</p>	<p>条例</p>

	<p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 「居室」とは、廊下、居間等につながる出入口があり、他の居室と明確に区分されているものをいい、単にカーテンや簡易なパネル等で室内を区分しただけと認められるものは含まれません。</p> <p>ただし、一般の住宅を改修している場合など、建物の構造上、各居室間がふすま等で仕切られている場合は、この限りではありません。</p> <p>※ 利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とする事ができます。</p> <p>※ 居室を2人部屋とすることができる場合は、例えば、夫婦で居室を利用する場合などであって、事業者の都合により一方的に2人部屋とするべきではありません。</p>	<p>第114条第3項 予防条例 第75条第3項 平18-0331004 第3の五の3(3)</p>
	<p>④ 1つの居室の床面積は、7.43㎡以上としていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 1つの居室の面積は、7.43㎡（和室であれば4.5畳）以上とされていますが、生活の場であることを基本に、収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広さを有するものとしてください。</p> <p>※ 2人部屋については、特に居室面積の最低基準は示していませんが、十分な広さを確保しなければなりません。</p> <p>※ 平成18年4月1日に現に7.43㎡を下回る面積の居室を有している場合には、居室面積の最低基準は適用しません。</p>	<p>条例 第114条第4項 附則4 予防条例 第75条第4項 附則4 平18-0331004 第3の五の3(3) 第3の五の3(6)</p>
	<p>⑤ 事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にありますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事業所の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気によるサービスを提供すること、また、地域との交流を図ることによる社会との結びつきを確保することなどのため、住宅地の中にあること又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあることが必要です。</p> <p>※ 指定認知症対応型共同生活介護（指定認知症対応型共同生活介護）が、利用者と職員とのなじみの関係を構築しながらサービスを提供するものであることに鑑み、他の事業所及び施設等との併設の可否については、適切なサービスが提供されることを前提に認められます。</p>	<p>条例 第114条第6項 予防条例 第75条第6項 平18-0331004 第3の五の3(5)(第3の四の3(2)⑤準用)</p>

四 運営に関する基準

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
<p>1 提供の開始に当たった説明及び同意</p>	<p>○ 利用者に対し適切なサービスを提供するため、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は家族に対し、サービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービスの提供を受けることについて同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ サービスを選択するために必要な重要事項には次の内容が挙げられます。 ア 運営規程の概要 イ 従業者の勤務体制 ウ 事故発生時の対応 エ 苦情処理の体制 オ 提供するサービスの第三者評価の実施状況</p> <p>※ 事業者が他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合は、パンフレット等を一体的に作成して差し支えありません。</p> <p>※ 同意については、書面によって確認することが適当です。</p> <p>※ 利用申込者又は家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、利用申込者又は家族の承諾を得て、文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができます。 この場合において、事業者は文書を交付したものとみなします。 電磁液方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。</p>	<p>条例 第129条(第10条準用) 予防条例 第87条(第12条準用) 平18-0331004 第3の五の4(12)(第3の一の4(1)①準用)</p>
<p>2 提供拒否の禁止</p>	<p>○ 正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ 事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければなりません。 特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することは禁止します。</p> <p>※ 提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、次のとおりです。 ア 事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合</p>	<p>条例 第129条(第11条準用) 予防条例 第87条(第13条準用) 平18-0331004 第3の五の4(16)(第3の一の4(3)準用)</p>
<p>3 受給資格等の確認</p>	<p>① サービスの提供を求められた場合は、被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定(要支援認定)の有無及び有効期間を確かめていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 保険給付を受けることができるのは、要介護認定(要支援認定)を受けている被保険者に限られます。</p>	<p>条例 第129条(第13条第1項準用) 予防条例 第87条(第15条第1項準用) 平18-0331004 第3の五の4(16)(第3の一の4(5)①準用)</p>

	<p>② 被保険者証に、サービスの適切かつ有効な利用等に関し被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第129条(第13条第2項準用) <b>予防条例</b> 第87条(第15条第2項準用) 平18-0331004 第3の五の4(16)(第3の一の4(5)②準用)</p>
<p>4 要介護認定(要支援認定)の申請に係る援助</p>	<p>① サービスの提供の開始に際し、要介護認定(要支援認定)を受けていない利用申込者については、要介護認定(要支援認定)の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 要介護認定(要支援認定)の申請がなされていれば、要介護認定(要支援認定)の効力が申請時に遡ることにより、サービスの利用に係る費用が保険給付の対象となり得ます。</p>	<p><b>条例</b> 第129条(第14条第1項準用) <b>予防条例</b> 第87条(第16条第1項準用) 平18-0331004 第3の五の4(16)(第3の一の4(6)①準用)</p>
	<p>② 指定居宅介護支援(介護予防支援)が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定(要支援認定)の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する日の30日前までに行われるよう、必要な援助を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 要介護認定(要支援認定)の有効期間が原則として6か月ごとに終了し、継続して保険給付を受けるためには更新認定を受ける必要があり、要介護認定(要支援認定)が申請の日から30日以内に行われます。</p>	<p><b>条例</b> 第129条(第14条第2項準用) <b>予防条例</b> 第87条(第16条第2項準用) 平18-0331004 第3の五の4(16)(第3の一の4(6)②準用)</p>
<p>5 入退居</p>	<p>① 要介護者(要支援者)であって認知症であるものうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者にサービスを提供していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第115条第1項 <b>予防条例</b> 第76条第1項</p>
	<p>② 主治の医師の診断書等により入居申込者が認知症である者であることの確認をしていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第115条第2項 <b>予防条例</b> 第76条第2項</p>
	<p>③ 入居申込者が入院治療を要する者であること等入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 「自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合」とは、入居申込者が「基本方針」により利用対象者に該当しない者である場合のほか、入居申込者が入院治療を要する者である場合、事業所の入居者数が既に定員に達している場合等であり、これらの場合には適切な他の</p>	<p><b>条例</b> 第115条第3項 <b>予防条例</b> 第76条第3項 平18-0331004 第3の五の4(1)①</p>

	事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければなりません。	
	④ 入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めていますか。  いる ・ いない  ※ 入居申込者が家族による入居契約締結の代理や援助が必要であると認められながら、これらが期待できない場合については、市町村とも連携し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の活用を可能な限り図ってください。	条例 第115条第4項 予防条例 第76条第4項 平18-0331004 第3の五の4(1)②
	⑤ 利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行っていますか。  いる ・ いない	条例 第115条第5項 予防条例 第76条第5項
	⑥ 利用者の退居に際しては、利用者又は家族に対し、適切な指導を行うとともに、指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。  いる ・ いない	条例 第115条第6項 予防条例 第76条第6項
6 サービスの提供の記録	① 入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載していますか。  いる ・ いない  ※ サービスの提供を受けている者が居宅療養管理指導以外の居宅サービス及び施設サービスについて保険給付を受けることができないことを踏まえ、利用者が指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の提供を受けていることを、他の居宅サービス事業者等が確認できるよう、入居に際しては入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載しなければなりません。	条例 第116条第1項 予防条例 第77条第1項 平18-0331004 第3の五の4(2)①
	② サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録していますか。  いる ・ いない  ※ サービスの提供日、サービスの内容、利用者の状況その他必要な事項を記録しなければなりません。 ※ 記録は、5年間保存しなければなりません。	条例 第116条第2項 第128条第2項第2号 予防条例 第77条第2項 第86条第2項第2号 平18-0331004 第3の五の4(2)②
7 利用料等の受領	① 法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、地域密着型介護サービス費用基準額（地域密着型介護予防サービス費用基準額）の1割（保険給付の率が9割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けていますか。  いる ・ いない	条例 第2条第3号 第2条第4号 第117条第1項 予防条例 第2条第3号 第2条第4号 第78条第1項 平18-0331004

	<p>第3の五の4(3)① (第3の一の4の(13) の①準用)</p>
<p>② 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額（地域密着型介護予防サービス費用基準額）との間に、不合理な差額が生じないようにしていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはなりません。</p> <p>※ そもそも介護保険給付の対象となるサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えありません。</p> <p>ア 指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の事業とは別事業であり、介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>イ 事業の目的、運営方針、利用料等が、運営規程とは別に定められていること。</p> <p>ウ 指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の事業の会計と区分していること。</p>	<p><b>条例</b> 第117条第2項 <b>予防条例</b> 第78条第2項 平18-0331004 第3の五の4(3)① (第3の一の4の(13) の②準用)</p>
<p>③ ①・②の支払を受ける額のほか、次の費用以外の費用の支払を利用者から受けていませんか。</p> <p>ア 食材料費 イ 理美容代 ウ おむつ代 エ ア～ウのほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(7) 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用 (4) 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ 保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められません。</p> <p>※ その他の日常生活費の趣旨にかんがみ、事業者が利用者からエの徴収を行うにあたっては、次の基準が遵守されなければなりません。</p> <p>a その他の日常生活費の対象となる便宜と、保険給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。</p> <p>b お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。</p> <p>c 利用者又は家族等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず、受領について利用者又は家族等に事前に十分な説明を行い、同意を得なければならないこと。</p>	<p><b>条例</b> 第117条第3項 <b>予防条例</b> 第78条第3項 平18-0331004 第3の五の4(3)② 平12老企54 平12老振75・老健122</p>



	<p>d その他の日常生活費の受領は、対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲で行われるべきものであること。</p> <p>e その他の日常生活費の対象となる便宜及び額は、運営規程において定められなければならない。また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、見やすい場所に掲示されなければならないこと。</p> <p>ただし、都度変動する性質のものである場合には、実費という形の定め方が許されるものであること。</p>	
	<p>④ ③の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 日常生活費等に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、サービスの内容及び費用の額について懇切丁寧に説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。同意については、利用者及び事業者双方の保護の立場から、サービス内容及び費用の額を明示した文書に、利用者の署名を受けることにより行うものとします。</p> <p>この同意書による確認は、日常生活費等の実費の受領の必要が生じるごとに、受領のたびに逐次行う必要はなく、利用の申込み時の重要事項説明に際し、日常生活費等に係る具体的なサービスの内容及び費用の額について説明を行い、これらを明示した同意書により包括的に確認をすることが基本となりますが、以後同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要が生じたときは、その都度、同意書により確認するものとします。</p> <p>※ 日常生活費等に係るサービスについては、運営基準に基づき、サービスの内容及び費用の額を運営規程において定めなければならない。また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、事業所の見やすい場所に掲示しなくてはなりません。</p>	<p><b>条例</b> 第117条第4項 <b>予防条例</b> 第78条第4項 平18-0331004 第3の五の4(3)① (第3の一の4の(12)の④準用) 平12老振75・老健122</p>
	<p>⑤ サービスの提供に要した費用の支払を受ける際、利用者に対し、領収証を交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 領収証には、サービスの提供に要した費用の額・食事の提供に要した費用の額・滞在に要した費用の額・その他の費用の額を区分して記載しなければなりません。</p> <p>また、その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければなりません。</p>	<p><b>法</b> 第42条の2第9項 (第41条第8項準用) 第54条の2第9項 (第41条第8項準用) <b>施行規則</b> 第65条の5(第65条準用) 第85条の4(第65条準用)</p>
<p><b>8 保険給付の請求のための証明書の交付</b></p>	<p>○ 法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、法定代理受領サービスでないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められ</p>	<p><b>条例</b> 第129条(第23条準用) <b>予防条例</b> 第87条(第24条準用) 平18-0331004 第3の五の4(16)(第3の一の4(14)準用)</p>

	<p>る事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければなりません。</p>	
<p><b>9 指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針</b> ※ 介護予防認知症対応型共同生活介護については、P.35からの「五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」で点検してください。</p>	<p>① 利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切にサービスを行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第118条第1項</p>
	<p>② 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮してサービスを行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者が共同生活を送る上で自らの役割を持つことにより、達成感や満足感を得、自信を回復するなどの効果が期待されるとともに、利用者にとって自らの生活の場であると実感できるよう必要な援助を行わなければなりません。</p>	<p>条例 第118条第2項 平18-0331004 第3の五の4(4)①</p>
	<p>③ 認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮してサービスを行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第118条第3項</p>
	<p>④ 共同生活住居における介護従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 「サービス提供方法等」には、認知症対応型共同生活介護計画の目標及び内容や行事及び日課等も含まれます。</p>	<p>条例 第118条第4項 平18-0331004 第3の五の4(4)②</p>
	<p>⑤ 自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。</p> <p>ア 外部の者による評価 イ 運営推進会議における評価</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事業者は、まず自ら評価を行った上で、評価機関の実施するサービス評価を受け、その評価結果を踏まえて総合的な評価を行い、常にその提供するサービスの質の改善を図らなければなりません。</p> <p>※ 評価の実施を担保する観点から、それらの結果を入居（申込）者及び家族へ提供するほか、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所に掲示する方法や、市町村窓口、地域包括支援センターに置いておく方法、インターネットを活用する方法などにより、開示してください。</p> <p>※ 具体的な事項に関しては、 ア 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第8項等に規定する自己評価・外部評価等の実施について」（平成18年10月17日老計発第1017001号） イ 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第3条の3第7第1項に定める介護・医療連携推進会議、第34条第1項（第88条、第108条及び第182条において準用する場合に限る。）に規定する運営推</p>	<p>条例 第118条第8項 平18-0331004 第3の五の4(4)⑦</p>

<p>10 身体的拘束等の禁止</p>	<p>進会議を活用した評価の実施等について」(平成27年3月27日老振発第0327第4号・老老発第0327第1号)を参考にしてください。</p> <p>① 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていませんか。</p> <p style="text-align: center;">いない ・ いる</p> <p>※ 身体拘束禁止の対象となる具体的行為          ア 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。          イ 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。          ウ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。          エ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。          オ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。          カ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。          キ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。          ク 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。          ケ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。          コ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。          サ 自分の意思で開けることのできない療養室等に隔離する。</p> <p>※ 身体拘束の廃止を実現していく取組みは、ケア全体の質の向上や生活環境の改善のきっかけとなるものであり、身体拘束廃止を最終目標とするのではなく、身体拘束廃止に取り組む過程で提起された様々な課題を真摯に受け止め、よりよいケアの実現に取り組んでください。</p> <p>② 管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実認識を持っていますか。また、そのための意識啓発に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>③ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">いる ・ いない</p> <p>※ 「テレビ電話装置等」とはリアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器を指します。          ※ 委員会においては、次のようなことを想定しています。</p>	<p>条例 第118条第5項 予防条例 第79条第1項</p> <p>平13老発155</p> <p>身体拘束ゼロへの手引き</p> <p>平13老発155 2 3</p> <p>条例 第118条第7項 予防条例 第79条第3項</p>
---------------------	---	--

	<p>ア 身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。</p> <p>イ 介護従業者その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体的拘束等について報告すること。</p> <p>ウ 委員会に置いて、イにより報告された事例を集計し、分析すること。</p> <p>エ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。</p> <p>オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</p> <p>カ 適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。</p>	<p>平18-0331004 第3の五の4(4)④</p>
	<p>④ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 指針には次のような項目を盛り込むこととします。</p> <p>ア 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方</p> <p>イ 身体的拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</p> <p>ウ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</p> <p>エ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針</p> <p>オ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針</p> <p>カ 利用者等に対する当該方針の閲覧に関する基本方針</p> <p>キ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</p>	<p>条例 第118条第7項 予防条例 第79条第3項</p>
	<p>⑤ 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修（年2回以上）を定期的実施していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 新規採用時も必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。</p> <p>※ 研修の内容は記録してください。</p>	<p>条例 第118条第7項 予防条例 第79条第3項 平18-0331004 第3の五の4(4)⑥</p>
	<p>⑥ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、態様及び時間、際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 身体的拘束等の記録は、5年間保存しなければなりません。</p>	<p>条例 第118条第6項 第128条第2項第3号 予防条例 第79条第2項 第86条第2項第3号</p>
<p>11 認知症対応型共同生活介護計画の作成</p> <p>※ 介護予防認知症対応型共同生活介護については、</p>	<p>① 管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第119条第1項</p>
	<p>② 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めていますか。</p>	<p>条例 第119条第2項 平18-0331004</p>

<p>P. 35からの「五 介護予防のための 効果的な支援の方 法に関する基準」 で点検してくださ い。</p>	<p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 「通所介護の活用」とは、介護保険給付の対象となる通所介護ではなく、通所介護事業者との間の契約により、利用者に介護保険給付の対象となる通所介護に準ずるサービスを提供するものです。</p> <p>※ 「その他の多様な活動」とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動をいいます。</p>	<p>第3の五の4(5)②</p>
	<p>③ 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 認知症対応型共同生活介護計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらにこれを利用者に強制することとならないように留意してください。</p>	<p>条例 第119条第3項 平18-0331004 第3の五の4(5)③</p>
	<p>④ 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第119条第4項</p>
	<p>⑤ 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 認知症対応型共同生活介護計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、計画作成担当者は、その内容を説明した上で利用者の同意を得なければならず、利用者に交付しなければなりません。</p> <p>※ 交付した認知症対応型共同生活介護計画は5年間保存しなければなりません。</p>	<p>条例 第119条第5項 第128条第2項第1号 平18-0331004 第3の五の4(5)③</p>
	<p>⑥ 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の介護従業者及び利用者が認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 認知症対応型共同生活介護計画には、共同生活住居内で提供するサービスだけでなく、共同生活住居外において入居者が利用する他の居宅サービス等も位置づけられることから、計画作成担当者は、共同生活住居の他の介護従業者及び他の居宅サービス等を行う者と連携して認知症対応型共同生活介護計画に基づいたサービスの実施状況を把握し、また、必要に応じて計画の変更を行ってください。</p>	<p>条例 第119条第6項 平18-0331004 第3の五の4(5)④</p>
	<p>⑦ 認知症対応型共同生活介護計画の変更する場合においても、②～⑤に沿って行っていますか。</p>	<p>条例 第119条第7項</p>

	い る ・ い ない	
	<p>⑧ 認知症対応型共同生活介護事業所におけるサービスを短期間提供する場合で、居宅サービス計画に基づきサービスを提供している認知症対応型共同生活介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から認知症対応型共同生活介護計画の提供の求めがあった際には、当該認知症対応型共同生活介護計画を提供することに協力するよう努めていますか。</p> <p>い る ・ い ない</p> <p>さいたま市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成26年さいたま市条例第87号）第15条第12号において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けられている計画の提出を求めるものとする。」と規定していることを踏まえたものです。</p>	第3の五の4(5)⑤
12 介護等	<p>① 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行っていますか。</p> <p>い る ・ い ない</p> <p>※ サービスの提供に当たっては、認知症の状態にある利用者の心身の状況に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることが出来るようにすることを念頭に、利用者の精神的な安定、行動障害の減少及び認知症の進行緩和が図られるように介護サービスを提供し又は必要な支援を行ってください。</p> <p>※ その際、利用者の人格に十分に配慮してください。</p>	<p>条例 第120条第1項 予防条例 第90条第1項 平18-0331004 第3の五の4(6)① 第4の三の3(3)①</p>
	<p>② 利用者に対して、利用者の負担により、共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。</p> <p>い ない ・ い る</p> <p>※ 事業所で提供されるサービスは施設サービスに準じ、共同生活住居において完結する内容であることを踏まえ、事業所の従業者でないいわゆる付添者による介護や、居宅療養管理指導を除く他の居宅サービスを、入居者にその負担によって利用させることはできません。</p> <p>※ 事業者の負担により、通所介護等のサービスを利用に供することは差し支えありません。</p>	<p>条例 第120条第2項 予防条例 第90条第2項 平18-0331004 第3の五の4(6)② 第4の三の3(3)②</p>
	<p>③ 利用者の食事その他の家事等は、原則として（可能な限り）利用者と介護従業者が共同で行うよう努めていますか。</p> <p>い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者が介護従業者と食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等を共同で行うことによって良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにすることに配慮してください。</p>	<p>条例 第120条第3項 予防条例 第90条第3項 平18-0331004 第3の五の4(6)③ 第4の三の3(3)③</p>
13 社会生活上の便宜の提供等	<p>① 利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努めていますか。</p> <p>い る ・ い ない</p>	<p>条例 第121条第1項 予防条例</p>

	<p>※ 事業者が画一的なサービスを提供するのではなく、利用者が自らの趣味又は嗜好に応じた活動を行うことができるよう必要な支援を行うことにより、利用者が充実した日常生活を送り、利用者の精神的な安定、行動障害の減少及び認知症の症状の進行を緩和するよう努めることとしたものです。</p>	<p>第91条第1項 平18-0331004 第3の五の4(7)① 第4の三の3(4)①</p>
	<p>② 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又は家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事業者は、郵便、証明書等の交付申請等、利用者が必要とする手続等について、利用者又は家族が行うことが困難な場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しなければなりません。</p> <p>※ 特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都度本人に確認を得てください。</p>	<p>条例 第121条第2項 予防条例 第91条第2項 平18-0331004 第3の五の4(7)② 第4の三の3(4)②</p>
	<p>③ 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者との家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者の家族に対し、共同生活住居の会報の送付、事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者との家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければなりません。</p> <p>※ 利用者と家族の面会の場所や時間等についても、利用者やその家族の利便を図ってください。</p>	<p>条例 第121条第3項 予防条例 第91条第3項 平18-0331004 第3の五の4(7)③ 第4の三の3(4)③</p>
<p>14 利用者に関する市への通知</p>	<p>○ サービスを受けている利用者が次のア・イのいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。</p> <p>ア 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態（要支援状態）の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。</p> <p>イ 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 市が、既に支払った保険給付の徴収又は保険給付の制限を行うことができることから、事業者は、利用者に関し、保険給付の適正化の観点から市に通知しなければなりません。</p>	<p>条例 第129条（第29条準用） 予防条例 第87条（第25条準用） 平18-0331004 第3の五の4(16)（第3の一の4(18)準用）</p>
<p>15 緊急時等の対応</p>	<p>○ 介護従業者は、現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 介護従業者が現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければなりません。</p>	<p>条例 第129条（第100条準用） 予防条例 第87条（第57条準用） 平18-0331004 第3の五の4(16)（第3の四の4(12)準用）</p>

<p><b>16 管理者の責務</b></p>	<p>① 管理者は、従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>② 管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 管理者の責務を、事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に「運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものです。</p>	<p><b>条例</b> 第129条(第60条の11第1項準用)</p> <p><b>予防条例</b> 第87条(第27条第1項準用)</p> <p><b>条例</b> 第129条(第60条の11第2項準用)</p> <p><b>予防条例</b> 第87条(第27条第2項準用)</p> <p>平18-0331004 第3の五の4(16)(第3の二の二の3(4)準用)</p>
<p><b>17 管理者による管理</b></p>	<p>○ 管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除きます。）、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理していませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により管理上支障がない場合は、この限りではありません。</p>	<p><b>条例</b> 第122条</p> <p><b>予防条例</b> 第80条</p>
<p><b>18 運営規程</b></p>	<p>○ 共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。</p> <p>ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務内容 ウ 利用定員 エ サービスの内容及び利用料その他の費用の額 オ 入居に当たっての留意事項 カ 非常災害対策 キ 虐待の防止のための措置に関する事項     ※令和6年3月31日までの間は努力義務 ク その他運営に関する重要事項</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事業の適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保するため、運営規程を定めることを共同生活住居ごとに義務づけています。</p> <p>※ サービスの内容     通所介護等を利用する場合については通所介護等を含めたサービスの内容を指します。</p> <p>※ 非常災害対策     非常災害に関する具体的な計画を指します。</p> <p>※ 虐待の防止のための措置     虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指します。</p> <p>※ その他運営に関する重要事項</p>	<p><b>条例</b> 第123条</p> <p><b>予防条例</b> 第81条</p> <p>平18-0331004 第3の五の4(8)</p>



	利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望まれます。	
19 勤務体制の確保等	<p>① 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 共同生活住居ごとに、従業者の日々の勤務体制、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、夜間及び深夜の勤務の担当者等を明確にしてください。</p> <p>※ 夜間及び深夜の時間帯を定めるに当たっては、それぞれの事業所ごとに、利用者の生活サイクルに応じて設定するものとし、これに対応して、夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な従業者を確保するとともに、夜間及び深夜の時間帯以外のサービスの提供に必要な介護従業者を確保してください。</p> <p>なお、常時1人以上の介護従業者が確保されている（二人員に関する基準により指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務を兼ねている夜勤職員が配置されている場合を含む。）ことが必要です。</p>	<p>条例 第124条第1項 予防条例 第82条第1項 平18-0331004 第3の五の4(9)① 第3の五の4(9)③</p>
	<p>② ①の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者の精神の安定を図る観点から、担当の従業者を固定する等の継続性を重視したサービス提供に配慮してください。</p>	<p>条例 第124条第2項 予防条例 第82条第2項 平18-0331004 第3の五の4(9)②</p>
	<p>③ 介護従業者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 研修への参加の機会を計画的に確保してください。</p> <p>※ 介護従業者は、要介護者であって認知症の状態にあるものの介護を専ら担当することに鑑み、特に認知症介護に関する知識及び技術の修得を主たる目的とする研修を受講する機会を確保するよう努めてください。</p>	<p>条例 第124条第3項 予防条例 第82条第3項 平18-0331004 第3の五の4(9)④</p>
※ 令和6年3月31日までの間は経過措置として、努力義務とします。	<p>④ 全ての介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 全ての介護従業者 看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除きます。</p> <p>※ 新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した、医療・福祉関係資格を有さない従業者に対する研修の受講については、採用後1年間の猶予期間を設けます。 この場合についても、令和6年3月31日までの間は努力義務です。</p>	<p>条例 第124条第3項 予防条例 第82条第3項  平18-0331004 第3の五の4(9)⑥</p>
	<p>⑤ 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。</p>	<p>条例 第124条第4項 予防条例 第82条第4項</p>

	<p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 事業主が講ずべき措置の具体的内容は、「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（平成18年厚生労働省告示第615号）及び「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」（令和2年厚生労働省告示第5号）において規定されているとおりです。 特に留意すべき内容は以下のとおりです。 a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 b 相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備</p> <p>※ 顧客等からの著しい迷惑行為の防止のために、事業主が講じることが望ましい取組は、次のとおりです。 a 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 b 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等） c 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）</p> <p>※ 厚生労働省ホームページに掲載されているマニュアル等を参考にしてください。 (<a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html</a>)</p>	<p>平18-0331004 第3の五の4(9)⑥ (第3の一の4(22)⑥ 準用)</p>
<p>20 定員の遵守</p>	<p>○ 入居定員及び居室の定員を超えて入居させていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ 災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。</p>	<p>条例 第125条 予防条例 第83条</p>
<p>21 業務継続計画の策定等</p> <p>※ 令和6年3月31日までの間は経過措置として、努力義務とします。</p>	<p>① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 業務継続計画には、次の項目を記載してください。 ア 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品等の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） イ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携</p>	<p>条例 第129条(第23条の2 第1項準用) 予防条例 第87条(第29条の2 第1項準用)</p> <p>平18-0331004 第3の五の4(12)②</p>
	<p>② 作成した業務継続計画に従い、従業者に対して必要な研修及び訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）実施していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第129条(第23条の2 第2項準用) 予防条例</p>

	<p>※ 事業所に実施が求められるものではありませんが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。</p> <p>※ 感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。</p> <p>※ 新規採用時には定期的な研修（年2回以上）とは別に実施することが望ましいです。 なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>※ 研修の内容については記録してください。</p> <p>※ 訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。 また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。</p> <p>※ 訓練の実施は、机上を含め、その実施手段は問いません。 机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	<p>第87条(第29条の2 第2項準用) 平18-0331004 第3の五の4(12)①③ ④</p>
	<p>③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第129条(第33条の2 第3項準用) 予防条例 第87条(第29条の2 第3項準用)</p>
<p>22 協力医療機関等</p>	<p>① 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 協力医療機関は、共同生活住居から近距離にあることが望まれます。</p>	<p>条例 第126条第1項 予防条例 第84条第1項 平18-0331004 第3の五の4(10)①</p>
	<p>② あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 協力歯科医療機関は、共同生活住居から近距離にあることが望まれます。</p>	<p>条例 第126条第2項 予防条例 第84条第2項 平18-0331004 第3の五の4(10)①</p>
	<p>③ サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等のバックアップ施設との間の連携及び支援の体制を整えなければなりません。</p> <p>※ これらの協力医療機関やバックアップ施設から、利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関等との間であらかじめ必要な事項を取り決めておいてください。</p>	<p>条例 第126条第3項 予防条例 第84条第3項 平18-0331004 第3の五の4(10)②</p>

<p><b>23 非常災害対策</b></p> <p>① 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。</p> <p>※ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえよう体制作りを求めることとしたものです。</p> <p>※ 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。</p> <p>この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあつてはその者に行わせてください。</p> <p>※ 防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせてください。</p>	<p>条例 第129条（第103条第1項準用）</p> <p>予防条例 第87条（第60条第1項準用）</p> <p>平18-0331004 第3の五の4(16)（第3の四の4(16)準用）</p>
<p>② 避難、救出その他の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めてください。</p> <p>そのためには、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要です。</p> <p>※ 訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。</p>	<p>条例 第129条（第103条第2項準用）</p> <p>予防条例 第87条（第60条第2項準用）</p> <p>平18-0331004 第3の五の4(12)（第3の四の4(14)準用）</p>
<p><b>24 衛生管理等</b></p> <p>① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>② 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保ってください。</p> <p>※ 特に、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置等について適切な措置を講じてください。</p>	<p>条例 第129条（第60条の16第1項準用）</p> <p>予防条例 第87条（第32条第1項準用）</p> <p>条例 第129条（第60条の16第2項準用）</p> <p>予防条例 第87条（第32条第2項準用）</p> <p>平18-0331004 第3の五の4(13)①</p>

<p>※ 令和6年3月31日までの間は経過措置として、努力義務とします。</p>	<p>※ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めてください。</p> <p>③ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）を概ね6月に1回以上開催すると共に、その結果について、介護従業者に周知徹底を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 幅広い職種で構成することが望ましく、特に感染症対策の知識を有する者については、外部の者も含めて積極的に参画を得ることが望ましいです。</p> <p>※ おおむね6月に1回以上の定期的な開催の他、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じて随時開催してください。</p> <p>※ テレビ電話装置等を活用して行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p> <p>※ 感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものではありませんが、他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えありません。</p>	<p>条例 第129条(第60の16第2項準用) 予防条例 第87条(第32条第2項準用)</p> <p>平18-0331004 第3の五の4(13)②イ</p>
<p>※ 令和6年3月31日までの間は経過措置として、努力義務とします。</p>	<p>④ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定します。</p> <p>※ 平常時の対策としては、施設内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処置等）、日常のケアにかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定されます。また、発生時における施設内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。</p> <p>※ なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。 (<a href="https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf</a>)</p>	<p>条例 第129条(第60の16条第2項準用) 予防条例 第87条(第32条第2項準用)</p> <p>平18-0331004 第3の五の4(13)②ロ</p>
<p>※ 令和6年3月31日までの間は経過措置として、努力義務とします。</p>	<p>⑤ 介護従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 介護従業者に対する「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等</p>	<p>条例 第129条(第60の16条第2項準用) 予防条例 第87条(第32条第2項準用)</p> <p>平18-0331004 第3の五の4(13)②ハ</p>

	<p>の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。</p> <p>※ 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要です。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要があります。</p> <p>また、研修の実施内容についても記録することが必要です。</p> <p>※ 研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所職員向け感染症対策向上のための研修教材」等を活用する等、施設内での研修で差し支えありません。</p> <p>※ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。</p> <p>※ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問いませんが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。</p>	
<p>25 掲示</p>	<p>○ 事業所の見やすい場所に、次の事項を掲示していますか。</p> <p>ア 運営規程の概要 イ 従業員の勤務の体制 ウ その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 重要事項説明書に記載すべき項目と、同様の項目を想定しています。</p>	<p>条例 第129条（第35条準用） 予防条例 第87条（第33条準用）</p>
<p>26 秘密保持等</p>	<p>① 従業員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>② 事業所の従業員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 従業員でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を、雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。</p>	<p>条例 第129条（第36条第1項準用） 予防条例 第87条（第34条第1項準用） 平18-0331004 第3の五の4(16)（第3の一の4(26)①準用）</p> <p>条例 第129条（第36条第2項準用） 予防条例 第87条（第34条第2項準用） 平18-0331004 第3の五の4(16)（第3の一の4(26)②準用）</p>

	<p>③ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ サービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、あらかじめ利用者又は家族から同意を得る必要があります。</p> <p>※※ この同意は、サービス提供開始時に利用者及び家族から包括的な同意を得ておくことで足りません。</p>	<p>条例 第129条(第36条第3項準用) 予防条例 第87条(第34条第3項準用) 平18-0331004 第3の五の4(16)(第3の一の4(26)③準用)</p>
	<p>④ 個人情報の保護に関する法律及び医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインに基づき、入居者及び家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(平成29年4月14日厚生労働省)</p>
<p>27 広告</p>	<p>○ 広告の内容は、虚偽又は誇大なものとなっていませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p>	<p>条例 第129条(第37条準用) 予防条例 第87条(第35条準用)</p>
<p>28 指定居宅介護支援事業者(指定介護予防支援事業者)に対する利益供与等の禁止</p>	<p>① 指定居宅介護支援事業者(指定介護予防支援事業者)又は従業者に対し、要介護被保険者(要支援被保険者)に対して共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ 居宅介護支援(介護予防支援)の公正中立性を確保するために、利益供与を禁止しています。</p>	<p>条例 第127条第1項 予防条例 第85条第1項 平18-0331004 第3の五の4(11)①</p>
	<p>② 指定居宅介護支援事業者(指定介護予防支援事業者)又は従業者から、共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。</p> <p style="text-align: center;">い ない ・ い る</p> <p>※ 共同生活住居の退居後において利用者による指定居宅介護支援事業者(指定介護予防支援事業者)の選択が公正中立に行われるよう、利益供与を禁止しています。</p>	<p>条例 第127条第2項 予防条例 第85条第2項 平18-0331004 第3の五の4(11)②</p>
<p>29 苦情処理</p>	<p>① 提供したサービスに係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又は家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示してください。</p>	<p>条例 第129条(第39条第1項準用) 予防条例 第87条(第37条第1項準用) 平18-0331004 第3の五の4(16)(第3の一の4(28)①準用)</p>

	<p>② 利用者及び家族からの苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、苦情の受付日、その内容等を記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 事業者が提供したサービスとは関係のない苦情は除きます。</p> <p>※ 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要です。</p> <p>※ 苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければなりません。</p>	<p><b>条例</b> 第128条第2項第5号 第129条(第39条第2項準用)</p> <p><b>予防条例</b> 第86条第2項第5号 第87条(第37条第2項準用)</p> <p>平18-0331004 第3の五の4(16)(第3の一の4(28)②準用)</p>
	<p>③ 提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p><b>条例</b> 第129条(第39条第3項準用)</p> <p><b>予防条例</b> 第87条(第37条第3項準用)</p> <p>平18-0331004 第3の五の4(16)(第3の一の4(28)③準用)</p>
	<p>④ 市からの求めがあった場合には、改善内容を報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p><b>条例</b> 第129条(第39条第4項準用)</p> <p><b>予防条例</b> 第87条(第37条第4項準用)</p>
	<p>⑤ 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p><b>条例</b> 第129条(第39条第5項準用)</p> <p><b>予防条例</b> 第87条(第37条第5項準用)</p>
	<p>⑥ 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善内容を報告していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p><b>条例</b> 第129条(第39条第6項準用)</p> <p><b>予防条例</b> 第87条(第37条第6項準用)</p>
<p>30 調査への協力等</p>	<p>○ 提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切なサービスが行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p> <p>※ 指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介護）の事業が小規模であること等から、利用者からの苦情がない場合にも、市町村が定期的又は随時に調査を行うこととし、市町村の行う調査に協力し、市町村の指導又は助言に従って必要な改善を行わなければなりません。</p>	<p><b>条例</b> 第129条(第105条準用)</p> <p><b>予防条例</b> 第87条(第62条準用)</p> <p>平18-0331004 第3の五の4(16)(第3の四の4(19)準用)</p>



	<p>※ 市町村の求めに応じ、事業所の運営規程の概要や勤務体制、管理者及び介護支援専門員等の資格や研修の履修状況、利用者が負担する料金等の情報について提出してください。</p> <p>※ さらに、その情報について自ら一般に公表するよう努めてください。</p>	
<p>31 地域との連携等</p>	<p>① サービスの提供に当たっては、運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 運営推進会議 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）について知見を有する者等により構成される協議会</p> <p>※ 運営推進会議は事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、各事業所が自ら設置すべきものです。</p> <p>※ 「地域の住民の代表者」とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられます。</p> <p>※ 指定認知症対応型共同生活介護事業所と指定小規模多機能型居宅介護事業所等を併設している場合においては、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えありません。</p> <p>※ 運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。 なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。</p>	<p>条例 第129条(第60条の17第1項準用) 予防条例 第87条(第40条第1項準用) 平18-0331004 第3の五の4(16)(第3の二の二の3(10)①準用)</p>
	<p>② 複数の事業所の合同開催の場合は、以下の要件を満たしていますか。</p> <p>ア 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること</p> <p>イ 同一の日常生活圏内に所在する事業所であること</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第129条(第60条の17第1項準用) 平18-0331004 第3の五の4(16)(第3の二の二の3(10)①準用)</p>
	<p>※ 運営推進会議の複数の事業所の合同開催については、合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこととする。</p>	
	<p>③ 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、記録を公表していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>条例 第128条第2項第7号</p>

<p>※ 運営推進会議における報告等の記録は、5年間保存しなければなりません。</p>	<p>第129条(第60条の17第2項準用) <b>予防条例</b> 第37条(第40条第2項準用) 平18-0331004 第3の五の4(16)(第3の二の二の3(10)(2)準用)</p>
<p>④ 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 認知症対応型共同生活介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。</p>	<p><b>条例</b> 第129条(第60条の17第3項準用) <b>予防条例</b> 第37条(第40条第3項準用) 平18-0331004 第3の五の4(16)(第3の二の二の3(10)(3)準用)</p>
<p>⑤ 事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めてください。</p> <p>※ 市が実施する事業には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。</p>	<p><b>条例</b> 第129条第60条の17第4項準用) <b>予防条例</b> 第37条(第40条第4項準用) 平18-0331004 第3の五の4(16)(第3の二の二の3(10)(4)で準用する第3の一の4(29)(4))</p>
<p>⑥ 1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検(自己評価)を行うと共に、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価(外部評価)を行うことができますが、その場合、次の点に留意して行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>ア 自己評価は、事業所が自ら提供するサービス内容について振り返りを行い事業所として提供するサービスについて個々の従業者の問題意識を向上させ、事業所全体の質の向上につなげていくことを目指すこと。</p> <p>イ 外部評価は、運営推進会議において、当該事業所が行った自己評価結果に基づき、当該事業所で提供されているサービスの内容や課題等について共有を図るとともに、利用者のほか、市町村職員、地域住民の代表者等が第三者の観点から評価を行うことにより、新たな課題や改善点を明らかにすること。</p> <p>ウ 運営推進会議において当該取組を行う場合には、市町村職員又は地域包括支援センター職員、指定認知症対応型共同生活介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者が参加すること。</p> <p>エ 自己評価結果及び外部評価結果は、利用者及び利用者の家族へ提供すると共に、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムを活用し公</p>	<p>平18-0331004 第3の五の3(16)</p>

	<p>表する。法人のホームページへの掲載、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所への掲示等により公表することも差し支えない。</p> <p>オ 指定認知症対応型共同生活介護の特性に沿った自己評価及び外部評価の在り方については、平成28年度老人保健健康増進等事業「認知症グループホームにおける運営推進会議及び外部評価の在り方に関する調査研究事業」（公益社団法人日本認知症グループホーム協会）を参考に行うものとし、サービスの改善及び質の向上に資する適切な手法により行うこと。</p>	
<p><b>32 事故発生時の対応</b></p>	<p>① 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、利用者の家族、指定居宅介護支援事業者（指定介護予防支援事業者）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものです。</p> <p>※ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ定めておくことが望まれます。</p> <p>※ 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。</p> <p>② 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、市、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければなりません。</p> <p>※ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければなりません。</p> <p>③ 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望まれます。</p>	<p><b>条例</b> 第129条(第41条第1項準用) <b>予防条例</b> 第87条(第38条第1項準用) 平18-0331004 第3の五の4(16)(第3の一の4(30)準用)</p> <p><b>条例</b> 第128条第2項第6号 第129条(第41条第2項準用) <b>予防条例</b> 第86条第2項第6号 第87条(第38条第2項準用) 平18-0331004 第3の五の4(16)(第3の一の4(30)準用)</p> <p><b>条例</b> 第129条(第41条第3項準用) <b>予防条例</b> 第87条(第38条第3項準用) 平18-0331004 第3の五の4(16)(第3の一の4(30)準用)</p>
<p><b>33 虐待の防止</b> ※ 令和6年3月31日までの間は経過措置として、努力義務とします。</p>	<p>① 虐待の発生又はその発生を防止するために、次の措置を講じていますか。</p> <p>ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること</p> <p>イ 虐待の防止のための指針を整備すること</p> <p>ウ 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施すること</p> <p>エ 上記ア～ウの措置を適切に実施するための担当者を置くこと</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b> 第129条(第41条の2準用) <b>予防条例</b> 第87条(第38条準用) 第38条第3項を除く 平18-0331004 第3の五の4(14)</p>

	<p>※ 虐待の防止のための研修及び訓練について次のとおりです。  a 新規採用時には定期的な研修とは別に実施してください。  b 研修の内容については記録してください。  ※ 担当者の設置（エ）は、指定認知症対応型共同生活介護のみに義務付けられています。</p>	
	<p>② 虐待防止委員会は、次のような事項について検討するとともに、その結果（事業所における虐待防止に対する体制、再発防止対策等）は、従業者に周知徹底を図っていますか。  ア 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること  イ 虐待の防止のための指針の整備に関すること  ウ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること  エ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること  オ 従業者が虐待等を把握した場合に、市への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること  カ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること  キ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 虐待の防止のための対策を検討する委員会については次のとおりです。  a 管理者を含む、幅広い職種により構成します。  b 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、定期的を開催してください。  c 事業所外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。  d テレビ電話装置等を活用して行うことができます。その際は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。  e 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとしても差し支えありません。  f 虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が複雑かつ機微なものであることが想定されるため、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られないため、個別の状況に応じて慎重に対応してください。</p>	
	<p>③ 虐待の防止のための指針には、次のような項目を盛り込んでいますか。  ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方  イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針  エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針  オ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項  カ 成年後見制度の利用支援に関する事項  キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項  ク 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項  ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	
<p>34 会計の区分</p>	<p>○ 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定認知症対応型共同生活介護（指定介護予防認知症対応型共同生活介</p>	<p>条例</p>

	<p>護)の事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 具体的な会計処理の方法等については、「介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日老振発18号)」「介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて(平成24年3月29日老高発329第1号)」及び「指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて(平成12年3月10日老計第8号)」を参考にしてください。</p>	<p>第129条(第42条準用)  <b>予防条例</b>          第87条(第39条準用)          平18-0331004          第3の五の4(16)(第3の一の4(32)準用)</p>
<p>35 記録の整備</p>	<p>① 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>条例</b>          第128条第1項  <b>予防条例</b>          第86条第1項</p>
	<p>② 利用者に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。</p> <p>ア 認知症対応型共同生活介護計画          イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録          ウ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録          エ 利用者に関する市への通知に係る記録          オ 苦情の内容等の記録          カ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録          キ 運営推進会議による評価及び運営推進会議からの評価、要望、助言等の記録</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 平成25年4月1日において、現に保存している記録(その整備が完結していないものを含む。)及び平成25年4月1日以後に整備される記録について適用します。</p> <p>※ 「完結の日」とは、ア～カの記録については、個々の利用者につき、契約の終了(契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。)により一連のサービスが終了した日、キの記録については、運営推進会議を開催し、報告、評価、要望、助言等の記録を公表した日とします。</p>	<p><b>条例</b>          第128条第2項          附則12  <b>予防条例</b>          第86条第2項          附則5</p>

五 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
1 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針	<p>① 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的にサービスを行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ サービスの提供に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行ってください。</p>	<p>予防条例 第88条第1項 平18-0331004 第4の三の3(1)①</p>
	<p>② 自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っていますか。</p> <p>ア 外部の者による評価 イ 予防条例第87条で準用する第40条で規定する運営推進会議における評価</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 提供されたサービスについては、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に定める目標達成の度合いや利用者及び家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければなりません。</p> <p>※ 事業者は、まず自ら評価を行った上で、評価機関の実施するサービス評価を受け、その評価結果を踏まえて総括的な評価を行い、常にその提供するサービスの質の改善を図らなければなりません。</p> <p>※ 評価の実施を担保する観点から、それらの結果を入居（申込）者及び家族へ提供するほか、事業所内の外部の者にも確認しやすい場所に掲示する方法や、市町村窓口、地域包括支援センターに置いておく方法、インターネットを活用する方法などにより、開示してください。</p> <p>※ 具体的な事項に関しては、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第72条第2項及び第97条第7項等に規定する自己評価・外部評価等の実施について」（平成18年10月17日老計発第1017001号）を参考にしてください。</p>	<p>予防条例 第88条第2項 平18-0331004 第4の三の3(1)④⑤</p>
	<p>③ サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例 第88条第3項</p>
	<p>④ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮してください。</p>	<p>予防条例 第88条第4項 平18-0331004 第4の三の3(1)③</p>

	<p>※ 利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があります。</p> <p>利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行ってください。</p>	
	<p>⑤ サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 介護予防の十分な効果をもつ観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めてください。</p>	<p><b>予防条例</b> 第88条第5項 平18-0331004 第4の三の3(1)②</p>
<p><b>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の具体的な取組方針</b></p>	<p>① サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>予防条例</b> 第89条第1号</p>
	<p>② 計画作成担当者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、サービスの目標、目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成しなければなりません。</p> <p>※ 介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、介護予防認知症対応型共同生活介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等を明らかにしてください。</p> <p>※ 介護予防認知症対応型共同生活介護計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。</p>	<p><b>予防条例</b> 第89条第2号 平18-0331004 第4の三の3(2)①</p>
	<p>③ 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、通所介護等の活用、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 「通所介護等の活用」とは、介護保険給付の対象となる通所介護ではなく、通所介護事業者との間の契約により、利用者に介護保険給付の対象となる通所介護に準ずるサービスを提供するものです。</p> <p>※ 「利用者の多様な活動」とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリエーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいいます。</p>	<p><b>予防条例</b> 第89条第3号 平18-0331004 第4の三の3(2)②</p>

<p>④ 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 介護予防認知症対応型共同生活介護計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものです。</p> <p>※ 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の目標や内容等について、利用者又は家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行ってください。</p>	<p>予防条例 第89条第4号</p>
<p>⑤ 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を利用者に交付していますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければなりません。</p> <p>※ 介護予防認知症対応型共同生活介護計画は、5年間保存しなければなりません。</p>	<p>平18-0331004 第4の三の3(2)③</p> <p>予防条例 第86条第2項第1号 第89条第5号 平18-0331004 第4の三の3(2)③</p>
<p>⑥ サービスの提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 利用者が共同生活を送る上で自らの役割を持つことにより、達成感や満足感を得、自信を回復するなどの効果が期待されるとともに、利用者にとって自らの生活の場であると実感できるよう必要な援助を行わなければなりません。</p>	<p>予防条例 第89条第6号 平18-0331004 第4の三の3(2)④</p>
<p>⑦ サービスの提供に当たっては、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例 第89条第7号</p>
<p>⑧ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例 第89条第8号</p>
<p>⑨ 計画作成担当者は、他の介護従業者及び利用者が介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用する他の指定介護予防サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、モニタリングを行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>予防条例 第89条第9号 平18-0331004 第4の三の3(2)⑤</p>



	<p>※ モニタリングとは、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握をいいます。</p> <p>※ 計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に定める計画期間が終了するまでに1回はモニタリングを行い、利用者の介護予防認知症対応型共同生活介護計画に定める目標の達成状況の把握等を行ってください。</p>	
	<p>⑩ 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防認知症対応型共同生活介護計画の変更を行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、必要に応じて変更を行ってください。</p>	<p><b>予防条例</b>          第89条第10号          平18-0331004          第4の三の3(2)⑤</p>
	<p>⑪ 介護予防認知症対応型共同生活介護計画を変更する場合も、①～⑨に沿って行っていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p><b>予防条例</b>          第89条第11号</p>

六 変更の届出

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
	<p>① 次の事項に変更があったときは、10日以内にさいたま市長に届け出ていますか。</p> <p>ア 事業所の名称及び所在地</p> <p>イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p> <p>ウ 申請者の登記事項証明書又は条例等（指定認知症対応型共同生活介護事業（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業）に関するものに限る。）</p> <p>エ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要</p> <p>オ 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴</p> <p>カ 運営規程</p> <p>キ 協力医療機関の名称及び診療科目並びに契約の内容（協力歯科医療機関があるときは、その名称及び診療科目並びに契約の内容を含む）</p> <p>ク 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携体制及び支援の体制の概要</p> <p>ケ 介護支援専門員の氏名及び登録番号</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p> <p>※ 管理者の変更又は役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行ってください。</p>	<p>法 第78条の5第1項 第115条の15第1項 <b>施行規則</b> 第131条の13第1項 第131条の13第2項 第140条の30第1項 第140条の30第2項</p>
	<p>② 休止した事業を再開したときは、10日以内に、再開した年月日をさいたま市長に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法 第78条の5第1項 第115条の15第1項 <b>施行規則</b> 第131条の13第3項 第140条の30第3項</p>
	<p>③ 事業を廃止又は休止しようとするときは、次の事項を、廃止又は休止の日の1月前までに、さいたま市長に届け出ていますか。</p> <p>ア 廃止又は休止しようとする年月日</p> <p>イ 廃止又は休止しようとする理由</p> <p>ウ 現にサービスを受けている者に対する措置</p> <p>エ 休止の場合は、予定期間</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法 第78条の5第2項 第115条の15第2項 <b>施行規則</b> 第131条の13第2項 第140条の30第2項</p>

七 その他

項 目	確 認 事 項	根 拠 法 令
1 法令遵守等の業務管理体制の整備	<p>① 要介護者（要支援者）の人格を尊重するとともに、介護保険法又は介護保険法に基づく命令を遵守し、要介護者（要支援者）のために忠実にその職務を遂行しなければなりません。この義務が確保されるよう、次の基準に従い業務管理体制を整備していますか。</p> <p>ア 事業所・施設の数が20未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令遵守責任者の選任をすること。</li> </ul> <p>イ 事業所・施設の数が20以上100未満の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令遵守責任者の選任をすること。</li> <li>・ 業務が法令に適合することを確保するための規定を整備すること。</li> </ul> <p>ウ 事業所・施設の数が100以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法令遵守責任者の選任をすること。</li> <li>・ 業務が法令に適合することを確保するための規定を整備すること。</li> <li>・ 業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。</li> </ul> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>法 第115条の32第1項 施行規則 第140条の39</p>
	<p>② ①で定めた業務管理体制を届け出ていますか。</p> <p>ア 届出先</p> <p>(ア) さいたま市内のみにすべての指定事業所などが所在する事業者 <span style="float: right;">さいたま市長</span></p> <p>(イ) 埼玉県のにすべての指定事業所等が所在する事業者で(ア)以外の事業者 <span style="float: right;">埼玉県知事</span></p> <p>(ウ) 事業所等が2以上の都道府県の区域に所在する事業者</p> <p style="margin-left: 20px;">i 事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者 <span style="float: right;">厚生労働大臣</span></p> <p style="margin-left: 20px;">ii 上記以外の事業者 主たる事業展開地域を管轄する地方厚生局長</p> <p>イ 届出事項</p> <p>(ア) 事業者の名称</p> <p>(イ) 主たる事務所の所在地</p> <p>(ウ) 代表者の氏名・生年月日・住所・職名</p> <p>(エ) 法令遵守責任者の氏名・生年月日</p> <p>(オ) 業務が法令に適合することを確保するための規定の概要（事業所・施設の数20以上の場合）</p> <p>(カ) 業務執行の状況の監査の方法の概要（事業所・施設の数100以上の場合）</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>法 第115条の32第2項 施行規則 第140条の40第1項</p>
	<p>③ ②で届出を行った事項に変更があったときは、遅滞なく届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>法 第115条の32第3項 施行規則 第140条の40第2項</p>
	<p>④ ②で届出を行った届出先の区分に変更があったときは、変更前の届出先と、変更後の届出先の双方に届け出ていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い な い</p>	<p>法 第115条の32第4項 施行規則 第140条の40第3項</p>
2 介護サービス情報の報告及び公表	<p>① さいたま市長が毎年定める報告に関する計画に従い、指定情報公表センターへ基本情報と運営情報を報告していますか。</p>	<p>法 第115条の35第1項 施行令</p>

	<p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>第37条の2の3                  施行規則                  第140条の44～46</p>
	<p>② 報告後、指定情報公表センターにより公表されていますか。</p> <p style="text-align: center;">い る ・ い ない</p>	<p>法                  第115条の35第2項                  施行規則                  第140条の46</p>